

群馬県職員措置請求監査結果

第1 請求に対する判断

- 1 本件措置請求のうち、群馬県立歴史博物館長に対して勧告を求める部分を棄却する。
- 2 群馬県教育委員会に対して勧告を求める部分を却下する。

第2 請求人

第3 請求書の提出

令和8年6月22日

なお、請求人から、同月29日に追加事実証明書が提出された。

また、請求人に対し、同月30日に補正を求め、同年7月6日に補正が行われた。

第4 請求の内容

1 請求の要旨

群馬県立歴史博物館（以下「歴史博物館」とする。）において実施された「春の特別展 金井沢碑建立1300年記念 金井沢碑 1300年の時を超えたメッセージ」（展示期間：令和8年4月10日～6月7日）に係る展示物作成費、図録印刷、広報物作成・配布等に要した公金支出及び将来の同種支出が違法又は不当であるとして監査を求めるものである。

当該展示について、歴史解釈及び現代語訳が学術的根拠を欠くにもかかわらず、これを事実として断定的に示し公費を投入して普及している点に問題がある。

(1) 展示内容決定過程の不合理

当該展示のパネルや図録では、多胡碑の「羊給」及び金井沢碑の「天地誓願」の歴史解釈が確定的事実であるかのように示されており、群馬県が編纂した『群馬県史』においては慎重な見解又は否定的な見解が示されているにもかかわらず、それらが十分に反映されていない。

また、展示内容は歴史博物館自ら独自の学術的検証が行われておらず、高崎市のホームページに依拠しており、展示内容決定過程には合理性を欠く点がある。

(2) 行政機関による検証責任の欠如

展示内容等に関する照会に対して、群馬県文化財保護課（令和7年度当時の組織名。以下「県文化財保護課」とする。）及び群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」とする。）は判断自体を行わない、又は所管外であるとして判断を示さず、行政機関相互において検証責任を回避している構造がある。

(3) 公金支出の違法又は不当性

上記のような根拠不明確な展示内容を前提として展示物作成、図録制作、広報等に公金が支出されていることは、地方自治法第2条第14項（最小経費最大効果）の趣旨に反し、公金の不当な支出に当たり、行政の裁量権の逸脱又は濫用がある。

以上により、地方自治法第242条第1項に基づき、群馬県立歴史博物館長（以下「館長」とする。）及び県教育委員会に対し、当該展示及び関連する図録や広報物等の使用・配布並びに今後の同種事業に係る公金支出の停止（差止め）、展示に関与した関係職員について公金支出に係る損害（浪費分）の補填や必要に応じた損害賠償請求の検討を求める。

2 事実証明書（表題の記載がない書類等については、当監査委員において補足した。）

(1) 事実証明書1 金井沢碑建立1300年記念特別展における歴史解釈の根拠に関する質

問書

- (2) 事実証明書 2 金井沢碑建立 1300 年記念特別展における歴史解釈の根拠に関する質問書について（回答）
- (3) 事実証明書 3 高崎市公表「上野三碑」現代語訳の妥当性に関する群馬県としての見解及び指導の要請
- (4) 事実証明書 4 特別史跡「上野三碑」を巡る不適切な情報発信及び指導要請への未回答に関する督促等
- (5) 事実証明書 5 高崎市公表「上野三碑」現代語訳の妥当性に関する群馬県としての見解及び指導の要請に係る回答（県教育委員会総務課、義務教育課及び高校教育課）
- (6) 事実証明書 6 高崎市公表「上野三碑」現代語訳の妥当性に関する群馬県としての見解及び指導の要請に係る回答（文化財保護課）
- (7) 事実証明書 7 『群馬県史 通史編 2』及び『群馬県史資料編 4』の該当ページ（多胡碑・金井沢碑の慎重記述箇所）
- (8) 事実証明書 8 前橋地方裁判所における判決書（令和 7 年（行ウ）第 13 号）
- (9) 事実証明書 9 控訴状（令和 8 年 4 月 20 日付 東京高等裁判所提出書面）
- (10) 事実証明書 10 控訴理由書（令和 8 年 5 月 15 日付 東京高等裁判所提出書面）
- (11) 事実証明書 11 「歴史解釈の根拠に関する質問書（第 2 弾）」（令和 8 年 6 月 29 日付・群馬県立歴史博物館長宛発信書面）
- (12) 事実証明書 12 「口頭意見陳述における処分庁等への質問書」（令和 3 年 4 月 6 日付・群馬県知事宛提出書面）
- (13) 事実証明書 13 「上記質問書に対する群馬県立歴史博物館長からの回答書面」（令和 8 年 3 月 19 日付）
- (14) 事実証明書 14 「古代歴史裁判・みんな裁判員！＜民事調停申立書・紛争の要点＞一式・全」（平成 31 年 4 月 2 日付・高崎簡易裁判所提出書面）
- (15) 事実証明書 15 「『群馬県史』からの参照箇所について」に関する補足・追加資料
- (16) 事実証明書 16 「誰に対する措置請求なのか」について
- (17) 事実証明書 17 財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由について
- (18) 事実証明書 18 群馬県に与えた損害について

第 5 補正について

1 補正依頼

本件措置請求については、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和 8 年 6 月 30 日付けで補正依頼通知を送付し、同年 7 月 6 日に補正書が提出された。

2 補正書の内容

(1) 請求人本人の自署について

「措置請求書」の請求者氏名欄に記名されていたが、自署されていなかった。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 172 条第 2 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 13 条の規定により、請求人は氏名を自署する必要がある。

（請求人の回答）：請求人の自署が提出された。

(2) 参照文献名について

参照文献名が措置請求書と事実証明書 7 で記載が異なっているため、確認する必要がある。

(請求人の回答) : 事実証明書 7 の記載が正しいことが示された。

(3) 誰に関する措置請求かについて

本件措置請求書には、監査対象として「群馬県」、「歴史博物館」、「館長等の関係職員」と記載されており、誰に関する監査請求か不明瞭であるため、今回の措置請求は、監査委員が、誰に対して必要な措置を勧告することを求めるものなのかを確認する必要がある。

(請求人の回答) : 事実証明書 1 6 の提出によって示された。

(4) 財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由について

本件措置請求書には、「客観的根拠の検証を相互に拒絶し合いながら、県民の税金を漫然と投入して「根拠不明確な歴史情報」を普及・展示・印刷し続ける行為は、財務会計上の重大な違法・不当行為（裁量権の逸脱・公金の浪費）と言わざるを得ない。」と記載されていたが、請求人は、違法又は不当とする財務会計上の行為について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由を明確にする必要がある。

(請求人の回答) : 事実証明書 1 7 の提出によって示された。

(5) 群馬県に与えた損害について

本件措置請求書には、「客観的根拠の検証を相互に拒絶し合いながら、県民の税金を漫然と投入して「根拠不明確な歴史情報」を普及・展示・印刷し続ける行為は、財務会計上の重大な違法・不当行為（裁量権の逸脱・公金の浪費）と言わざるを得ない。」と記載があるが、その結果として群馬県に「どのような損害（又は生じるおそれ）」が生じているか、具体的な内容を確認する必要がある。

(請求人の回答) : 事実証明書 1 8 の提出によって示された。

(6) 誰からの勧告を求めるかについて

誰からの勧告を求めるかが不明瞭であったため、勧告を求める相手方を確認する必要がある。

(請求人の回答) : 監査委員からの勧告を求める旨が示された。

3 補正依頼期間の取扱いについて

監査委員が措置請求書に記載された不明部分を確認するために補正を求めることは、適正な監査の実施に当たり必要不可欠な手順であることから、請求人に対し補正依頼通知を送付した日の翌日（令和 8 年 7 月 1 日）から補正書が提出された日（同月 6 日）までの期間については、地方自治法第 2 4 2 条第 6 項に規定する監査を行う期間（6 0 日）の計算から除外した。

第 6 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 8 年 7 月 1 3 日に受理を決定した。

第 7 監査の実施

1 監査対象事項

歴史博物館における金井沢碑等に関する特別展に係る経費の支出等について

2 監査対象機関

歴史博物館

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年7月28日、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人の陳述を聴取した。
また、請求人から事実証明書19～事実証明書23が追加提出された。

(1) 陳述の要旨

請求人は、自ら上野三碑、多胡碑、金井沢碑等に関心を持ち、長年にわたり調査を続けてきた経緯について説明するとともに、高崎市に対する質問、情報公開請求、調停申立て、住民監査請求、住民訴訟等を行ってきた経過について述べた。

また、上野三碑及び多胡碑に関する歴史解釈について、高崎市、歴史博物館その他関係機関の説明には矛盾又は根拠が不明確な部分があると考えており、その検証を求めてきた旨を述べた。

さらに、高崎市、歴史博物館及び県文化財保護課等による説明内容に一貫性がなく、関係機関の間で十分な検証が行われていないとの認識を示した。

本件で問題としている歴史解釈については、本来、監査や訴訟によって結論を得るべきものではなく、多くの人々が議論しながら考えるべきものであるとの考えを述べた上で、監査委員に対し、そのような議論や検討の必要性について提言を行うよう求めた。

なお、令和8年7月27日に提出された陳述書（兼追加書類等提出書）には、県教育委員会のほか、群馬県文化振興課（以下「県文化振興課」とする。）及び県文化財保護課に対する是正勧告等を求める旨が記載されていた。

(2) 事実証明書

ア 事実証明書19 準備書面(2)「高度な経営知性の記録としての新解釈」

イ 事実証明書20 請求人 音楽履歴

ウ 事実証明書21 高崎市文化財保護課「市への意見・提言回答書」

エ 事実証明書22 行政文書不存在決定通知書

オ 事実証明書23 裁決書「説明の根拠となる資料は作成していない又は不存在」等

4 監査の実施

令和8年8月5日、歴史博物館に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち、同年7月29日、監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第8 監査の結果

1 歴史博物館の主張及び説明

監査対象機関である歴史博物館に対して関係資料の提出及び説明を求めたところ、その概要は次のとおりである。

(1) 展示内容の決定過程について

本件特別展は、金井沢碑建立1300年を記念して開催したものであり、展示内容については主担当学芸員が各種文献及び研究成果を踏まえて原案を作成し、副担当者による確認、主担当学芸員、副担当者及び学芸係長で構成する金井沢碑展委員会並びに学芸係内での検討を経た上で、群馬県立歴史博物館特別館長（以下「特別館長」とする。）及び外部有識者から意見及び助言を受け、館長が決定した。

(2) 展示内容の検討状況について

展示内容の作成に当たっては、各種文献、既往研究及び学術的知見を参照しており、高崎市ホームページのみを依拠として作成したものではない。

また、展示パネル、図録その他の展示資料について複数回の確認及び修正を行うなど、内

容の検討を重ねながら作成した。

(3) 財務会計行為について

本件特別展に係る展示会場製作委託料、図録制作費、パンフレット制作費その他の支出については、関係法令、群馬県財務規則等に基づき執行したものである。

2 事実関係の認定

監査対象機関に対する実地監査、関係書類の確認及び説明聴取の結果、次の事実を認めた。

(1) 展示内容の決定過程について

本件特別展の展示内容は、主担当学芸員による原案作成後、副担当者による確認、主担当学芸員、副担当者及び学芸係長で構成する金井沢碑展委員会並びに学芸係内での検討を経るとともに、特別館長及び外部有識者から意見及び助言を受けた上で館長が決定していた。

(2) 展示内容の検討状況について

展示内容は、『群馬県史通史編』をはじめとする各種文献及び既往研究を参照して作成されており、高崎市ホームページのみに依拠して作成されたものではなく、展示パネル及び図録については、館内における確認及び修正のほか、特別館長及び外部有識者による意見及び助言を踏まえた見直しが複数回実施されていた。

また、多胡碑については図録において諸説がある旨を記載し、金井沢碑についても「天地」を神祇信仰にまつわる言葉として紹介するなど、異なる見解に対する一定の配慮が行われていた。

(3) 財務会計行為について

本件特別展に係る展示会場製作委託料、図録制作費、パンフレット制作費その他の支出について確認したところ、関係法令、群馬県財務規則等に基づいて執行されていた。

第9 監査委員の判断

1 歴史博物館に係る請求について

(1) 監査委員が判断すべき事項について

住民監査請求の対象は財務会計上の行為又は怠る事実であり、先行する非財務会計上の行為そのものの当否を争う制度ではない。（最高裁判所昭和59年11月6日第三小法廷判決参照）

もっとも、最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決では「財務会計行為の前提となる先行行為に看過し得ない瑕疵が存在し、その結果として当該財務会計行為を行うことが許されない場合には、財務会計行為の違法性又は不当性が問題となる場合がある」旨を判示している。

加えて、歴史資料の解釈及び展示内容の決定は、歴史学及び考古学に関する専門的知見を要するものであり、博物館の学芸活動として専門的・技術的判断を伴う事項である。したがって、監査委員が個別の歴史解釈又は学説の当否そのものを判断するものではない。

本件において監査委員が検討すべき事項は、展示内容の決定に当たり必要な調査及び検討が行われていたか、並びにその決定過程に看過し得ない瑕疵又は著しい不合理が認められるかである。

(2) 展示内容決定過程に看過し得ない瑕疵等があるか

監査の結果、本件特別展の展示内容は、主担当学芸員による原案作成後、金井沢碑展委員会及び学芸係内における検討を経るとともに、特別館長及び外部有識者から意見及び助言を

受けた上で館長が決定していたことが認められた。

また、展示内容は、『群馬県史通史編』をはじめとする各種文献及び既往研究を参照して作成されており、高崎市ホームページのみに依拠して作成されたものではなかった。さらに、展示パネル、図録等の展示資料については、確認、修正及び見直しが複数回実施されていたことが認められた。

請求人は、展示内容が学術的根拠を欠くこと、学術的検証が十分に行われていないこと等を主張するが、監査の結果確認した事実によれば、展示内容の決定に当たり、各種調査、文献の参照、館内における検討、特別館長及び外部有識者による助言並びに展示資料の修正及び見直しが行われていたことが認められる。

また、本件監査において確認した限りにおいては、多胡碑については図録において諸説がある旨が記載され、金井沢碑についても「天地」を神祇信仰にまつわる言葉として紹介するなど、異なる歴史解釈に対する一定の配慮が行われていたことが認められる。このことから、本件展示が特定の学説のみを必要な調査及び検討を経ることなく断定的に採用したものとまで認めることはできない。

以上により、本件展示内容決定過程に看過し得ない瑕疵又は著しい不合理があったと認めることはできない。

なお、請求人は、県文化財保護課及び県教育委員会が本件展示内容に関する検証責任を十分に果たしていない旨を主張する。しかし、住民監査請求制度は財務会計上の行為又は怠る事実を対象とするものであり、仮に関係機関による説明又は対応の当否に関する問題があったとしても、そのことから直ちに本件特別展に係る財務会計行為の違法性又は不当性が導かれるものではない。

また、本件監査において確認した限りにおいては、本件展示内容は歴史博物館において決定されたものであり、県文化振興課、県文化財保護課及び県教育委員会がその決定に関与した事実は認められなかった。

(3) 財務会計行為の違法性又は不当性について

前記のとおり、本件展示内容決定行為に看過し得ない瑕疵又は著しい不合理があったとは認められない。

また、本件特別展に係る展示会場製作委託料、図録制作費、パンフレット制作費その他の支出について確認したところ、関係法令、群馬県財務規則等に基づいて適正に執行されていたことが認められた。

さらに、本件支出は特別展の開催に伴う展示会場の製作、図録及びパンフレットの制作その他展示運営に要する経費として支出されたものである。

仮に展示内容の一部について異なる解釈又は現代語訳を採用した場合であっても、特別展を開催する以上、展示パネル、図録その他展示資料の作成自体は必要であるから、本件支出が個々の解釈又は現代語訳の採否のみによって左右される性質のものとは認められない。

したがって、本件展示内容決定行為を前提として行われた財務会計行為について、違法又は不当であるとは認められない。

(4) 損害の有無について

本件財務会計行為について違法又は不当であるとは認められない以上、本件措置請求との関係で県に財産的損害が発生しているとも認められない。

(5) 請求人が求める提言について

請求人は陳述において、歴史解釈に関する議論を広く行うべき旨の提言を監査結果に記載するよう求めている。

しかし、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求制度は、財務会計上の行為又は怠る事実について監査委員が判断を行う制度であり、学術的見解や歴史解釈の当否、あるいはその議論の在り方について判断する制度ではない。

したがって、請求人が求める提言は監査委員の判断の対象ではない。

2 県教育委員会に係る請求について

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実を対象とする制度である。本件において請求人は県教育委員会を請求の対象としているが、本件特別展に係る展示会場製作委託料、図録制作費、パンフレット制作費その他の支出に関する財務会計上の権限は歴史博物館に属しており、県教育委員会が当該財務会計行為の主体であると認められない。

したがって、県教育委員会に係る請求部分は、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実に係る請求とは認められず、不適法であるから却下する。

3 陳述書において追加で示された事項について

請求人は、令和8年7月27日に提出した陳述書（兼追加書類等提出書）において、県教育委員会のほか、県文化振興課及び県文化財保護課に対する是正勧告等を求める旨を記載している。

しかし、本件措置請求については、措置請求書及び補正書により、歴史博物館が監査対象機関として、館長及び県教育委員会が措置対象者として特定され、これを受理したものである。

これに対し、県文化振興課及び県文化財保護課に対する是正勧告の要求は、陳述書において新たに示されたものであり、本件措置請求の範囲には含まれていない。なお、請求人に対しては、陳述は措置請求書に記載されている請求の要旨を補充する趣旨で行うものである旨をあらかじめ通知している。

したがって、県文化振興課及び県文化財保護課に対する是正勧告を求める部分については、本件監査請求の対象として採用しない。

第10 結論

以上によれば、館長に対する勧告を求める請求については、本件財務会計行為に違法又は不当な点は認められない。また、県教育委員会に係る請求については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に係る請求とは認められない。さらに、県文化振興課及び県文化財保護課に対する是正勧告を求める部分は、本件監査請求の対象として採用しない。

よって、館長に対する勧告を求める請求は棄却し、県教育委員会に対する勧告を求める請求は却下することとし、第1の請求に対する判断のとおり決定する。